

公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和 7 年 3 月 10 日

全国健康保険協会富山支部

支部長 毛呂 聡史

1 企画競争に付する事項

令和 7 年度（前期）集団健診の実施に係る業務委託

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 添付書類または企画書等に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (3) 経営の状況または信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 令和 7 年度の集合契約 A または集合契約 B もしくは生活習慣病予防健診委託契約のうち、いずれかの契約を締結しており、当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (5) 健診実施機関の自施設外の場所で、出張健診を実施した実績があること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) 全国健康保険協会の予算は厚生労働大臣の認可を受けることとされているため、令和 7 年度予算の認可が受けられない場合、契約できないことがある旨を了承する者であること。
- (10) その他、企画競争説明書及び仕様書に定める条件を満たす者であること。

3 契約候補者の選定

企画競争説明書に基づき提出された企画書等について評価を行い、記載された条件を満たした者を契約候補者とする。

4 企画競争説明書及び仕様書等の交付日時及び場所

- (1) 日 時 令和 7 年 3 月 10 日（月）～令和 7 年 3 月 31 日（月）
9：00～12：00、13：00～17：00 ただし、土・日・祝日は除く。
- (2) 場 所 富山市奥田新町 8-1 ボルファートとやま 6 階 全国健康保険協会富山支部
企画総務グループ 担当：土江 電話：076-431-6156

※ 郵送での交付を希望する者は、案件名、送付先等（事業所名、担当者名、連絡先等）を記載し、FAX にて交付依頼を行うこと。FAX：076-431-5274

5 仕様書等に関する質問の受付及び回答

質問は、下記により電話または FAX にて受け付ける。

- (1) 受 付 先 全国健康保険協会富山支部 保健グループ 担当：高橋
電話：076-431-5273 FAX：076-431-5274
- (2) 受付期間 令和 7 年 3 月 19 日（水）正午まで
- (3) 回 答 令和 7 年 3 月 24 日（月）17：00 までに電話または FAX にて回答する。

6 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和 7 年 4 月 1 日（火）正午【必着】
- (2) 提 出 先 4（2）に同じ
- (3) 提出方法 持参または郵送（配達・受領状況が確認できる郵送方法）とする。

7 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

8 その他

詳細は、「企画競争説明書」及び「仕様書」による。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1） 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2） 破産者で復権を得ない者
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第77 号）第2 条第2 号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1） 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4） 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- （5） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- （6） 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- （7） 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。